

【速報・未定稿】 県議会本会議 令和5年第3回定例会（令和5年11月29日）

河本 文雄 議員（自民党）

■ 水道料金の改定について

【質問要旨】

11月8日、神奈川県営水道事業審議会が答申をまとめ、水道料金については料金体系の抜本の見直しとともに、「25%」の改定が必要とされたところである。これまで企業庁は、経営努力により値上げを回避してきたとしているが、その結果が、今回の大幅改定につながり、県民に大きな負担感を与えている。企業庁の水道料金収入の推移を見れば、前回の値上げ後、5年程度で改定前の水準にまで落ち込んでおり、この十数年の間に必要な料金改定を行っていれば、今回、ここまでの改定率にならなかったことは明らかである。答申を踏まえ、今後、企業庁が料金改定案をまとめるにあたっては、県民に対する責任として、より詳細な事業費の精査や経費の節減等による改定率の抑制と、料金改定の影響を大きく受ける方々の負担軽減にしっかりと取り組むべきと考える。

そこで、企業庁長に伺う。審議会の答申を踏まえ、企業庁として平成18年度以来となる水道料金の改定案をどのように取りまとめていく考えなのか、見解を伺う。

【企業庁長答弁】

県営水道事業の経営についてお尋ねがありました。

はじめに、水道料金の改定についてです。水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、大規模地震等に備えた水道施設整備を着実に進めるため、平成18年度以来となる料金改定を行う必要があると考えています。先般、神奈川県営水道事業審議会からも、概ね25%の改定が必要との答申を受けました。経営努力を重ね、20年近く料金を据え置いてきたものの、そのことが、物価高騰の中、高い改定幅につながったことについては心苦しく感じており、企業庁の責任として、改定率の圧縮と激変緩和等の措置を講じてまいります。具体的には、水道管等の整備による防災・減災等の効果は堅持しつつ、管の太さや工法等を精査し、点検・補修により長寿命化も図るなど、支出・収入面を徹底的に見直し、約170億円の節減効果を生み出すことで、改定率を22%に、3ポイント圧縮します。

また、高齢者を含めた単身世帯等への影響を緩和する措置も講じます。現在、御家庭で使われる水道は、8㎡までが基本料金となっています。答申を踏まえた改定を行うと、基本料金が約1.4倍に上がることになります。

しかし、単身世帯等の約半数は、毎月の水道使用量が4 m³以内ですので、基本水量を4 m³に抑えた新たな基本料金を設定し、改定幅を抑えていきたいと考えています。

引き続き、料金改定の影響を大きく受けられる方々への対応をきめ細かく整理し、県民の皆様の御理解を得られるよう説明を尽くしながら、料金改定を進めてまいります。

【再質問】

現在、基本料金の減免を受け、8 m³まで無料で使用できていた児童扶養手当等の受給世帯にとって、新たな負担が生じる可能性も懸念されます。その点について、どのように対応していくのか、見解を伺います。

【再質問への答弁】

水道をあまり使わない世帯への配慮から、基本水量を4 m³に引き下げた場合、ひと月当たりの使用量が4 m³を超える部分については、これまで基本料金を免除されていた世帯においても、料金が発生することになります。

そのため、こうした減免対象世帯については、新たな基本料金・基本水量の範囲ではなく、これまで同様、8 m³まで料金を免除することとしたいと考えております。

【要望】

今まさに県民は物価高騰に苦しんでいる状況であり、改定率抑制の取組が十分なものが、常任委員会における議論の中で、しっかりと確認していきたいと思います。

また、今回改定率を高く設定せざるを得なくなった大きな要因は、企業庁が平成18年の料金の改定以来、20年近くもの間、料金を改定して来なかったことにあります。今後はこうしたことのないよう、十分な経営改善を図りつつ、定期的に水道料金水準の検証を行い、必要に応じた適切な料金改定を行われるよう要望します。

■ 今後の水道事業の経営改善について

【質問要旨】

今回、水道事業審議会からの答申では、次期経営計画期間内の事業費の不足分として大幅な料金改定案が示されたところであるが、昨今の電気料金や薬品費の高騰、労務単価の上昇等を見れば、早晚、更なる資金不足も懸念されるところである。その際、企業庁は安易に水道料金の改定に走るのではなく、物価高騰に苦しむ県民の生活を守るためにも、不断の経営改善に取り組み、経営の効率化・経費の節減を図ることが重要である。将来にわたり、企業庁が県民の命と産業を支えるライフラインを担っていくためには、「最少のコストで最良のサービスを提供する」といった、地方公営企業の原点に立ち返って、徹底した経営改善に取り組んでいくことを改めて強く求めるものである。

そこで、今後、企業庁として県営水道事業の経営改善にどのように取り組んでいくのか、企業庁長の見解を伺う。

【企業庁長答弁】

今後の水道事業の経営改善についてです。

将来にわたり、安全で安心な水道水を持続的にお届けするためには、確かな経営基盤に基づく安定した経営が不可欠であり、徹底した事業費の削減とともに、収入の確保に取り組むことが大切です。

これまで企業庁では、組織の再編や業務の委託化等に取り組み、一定の効果を上げてきましたが、今後は、厳しさを増す経営環境に対応するため、他の水道事業者との連携や、最新のデジタル技術等も駆使するなど、あらゆる手法を用いて経営改善を図っていきます。

具体的には、減少傾向が続く水需要に合わせ、水道施設のスリム化を図ります。そのため、現在、県内5水道事業者による広域連携を進めており、スケールメリットを生かす中で、老朽化した浄水場を廃止することで、約百億円の削減効果を目指していきます。

また、使用者が新たに水道を引く際の給水装置工事申請の電子化に取り組むことで、手続きの簡素化や業務の効率化を図り、県民・事業者の皆様の利便性向上とともに、年間1千万円以上のコスト削減に繋がります。こうした取組をはじめ、不断の経営努力によって経営基盤の強化を図り、県民の皆様とのライフラインとしての県営水道の使命を果たしてまいります。

【要望】

県民の命と生活を支える水道水を将来にわたり持続的に供給することは、公営企業たる企業庁の使命であります。今後も経営基盤の強化と安定経営に向け、不断の経営努力と経営改善に取り組むよう要望します。

市川 さとし 議員 (立憲民主党・かながわクラブ)

■ 水道料金の改定に向けた県企業庁の取組について

【質問要旨】

平成以降最大規模の料金改定が行われるなら水道使用者にとって唐突であり、県民生活への影響が大きく、ただちに賛成とはいかない。企業庁には、水道使用者に対し次の2つの説明責任を果たすことを強く求める。

1つ目は、料金改定の背景や、これまで値上げをしないために企業庁が身を切る改革をどのように行ってきたかを県民に「見える化」することである。値上げせざるを得ないという同じ思いを県民にも持ってもらう必要がある、料金値上げを「見える化」し、その判断を県民に仰ぐ必要がある。

2つ目は、料金改定の影響を受けやすい方々への配慮である。児童扶養手当受給世帯等、一部料金の免除を受ける方々への影響をなくすためにどう取り組むのか、説明が求められる。

また、生活保護費受給世帯については減免措置を講じていないが、そうした方々への影響にも配慮し、支払い猶予なども含めた丁寧な対応を強く求める。社会的に弱い方々に寄り添った対応を図っていくことが、料金値上げの最低条件である。

そこで企業庁長に伺う。料金改定を行わざるを得なくなった理由の「見える化」や料金改定の影響を大きく受ける方々への配慮という観点から、今後どのように取り組んでいくのか、企業庁長の所見を伺います。

【企業庁長答弁】

水道料金の改定に向けた県企業庁の取組についてお尋ねがありました。

はじめに、料金改定理由の「見える化」についてです。水需要の減少に伴い料金収入が減少傾向で推移する中、これまで、組織のスリム化や人員削減による経費節減等に努め、20年近く料金を据え置いてきました。

しかし、高度経済成長期に大量に整備し老朽化が進む水道管の更新や、大地震による断水被害を最小限に抑え復旧までの日数を大幅に短縮する、災害に強い施設整備等を進めるため、料金改定が避けられない状況です。

そこで、こうした県営水道の現状や課題を水道使用者に御理解いただけるよう、グラフや写真等で「見える化」したリーフレットを、この夏、全戸配布しました。

今月には、料金改定に関わる情報を一元化した特設サイトも立ち上げましたので、広報紙「さがみの水」やSNSなどと合わせ、引き続き料金改定が必要な理由等を「見える

化」し、丁寧にお伝えしていきます。

次に、料金改定の影響を受けやすい方々への配慮についてです。児童扶養手当受給世帯など、減免措置の対象世帯については、料金改定後も、これまでと同様、8 m³まで無料でお使いいただけるようにします。

また、生活保護費受給世帯については、生活保護費に水道料金相当額が含まれており、引き続き通常の御負担をいただくこととなりますが、お支払いが困難な状況では、分割納付や一定期間の猶予など柔軟な対応とともに、県・市の福祉部門と連携し、相談窓口の御案内等、生活の安定につながるようサポートしていきます。

こうした取組を重ねることで、料金改定を含め、県営水道事業に対する県民の皆様の御理解をいただき、将来に亘る安定給水を堅持してまいります。